



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

220	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
221	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
222	〃	(〃).....	2
223	〃	(〃).....	2
224	〃	(〃).....	2
225	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	3
226	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数	(国民健康保険課).....	3
227	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
228	木材業者等の登録	(林業振興課).....	5
229	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
230	〃	(〃).....	5
231	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	6
232	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	6
233	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
234	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
235	道路の供用開始	(〃).....	7

○ 監査公表

監査公表第5号	7
監査公表第6号	10

告 示

和歌山県告示第220号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年3月2日まで縦覧に供する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
令和2年1月31日
- 名称
特定非営利活動法人わいがや娘の会
- 代表者の氏名
九鬼百合子
- 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市宮原町道294番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、次世代の子どもや地域に対して、まちの誇りを発掘し、継承することに関する事業を行い、郷土愛を持った人づくり及び女性がいきいきと輝き活躍していくことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
薬局スーパードラッグキリン御坊国道店	御坊市菌38-1	—	与那嶺渡	令和 2.2.1

和歌山県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社彩園	和歌山市西高松二丁目15-5	訪問看護ステーション彩	令和 2.2.1

和歌山県告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
医療法人あさかクリニック	和歌山市新庄466-1	木下迪雄	令和 2.2.1

和歌山県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
薬局スーパードラッグキリン 御坊国道店	御坊市菌38-1	与那嶺渡	令和 2. 2. 1

和歌山県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
リンドウ調剤薬局	和歌山市堀止東1-2-28	医療機関の名称	なの花薬局堀止店	リンドウ調剤薬局	令和 2. 2. 1

和歌山県告示第226号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

平成31年和歌山県告示第211号（国民健康保険の国庫負担等に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和2年2月13日限り廃止する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8095018616151
算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.999287708757
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8119470145544
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.999999975823
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8126577799552
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.999999951701
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）松源田辺稲成店
和歌山県田辺市稲成町180番1他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
株式会社泰建 代表取締役 林静男
和歌山県和歌山市中之島1631番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
三宅昭彦
和歌山県西牟婁郡白浜町栄265番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年9月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,300㎡
- 6 駐車場の収容台数
49台
- 7 駐輪場の収容台数
60台
- 8 荷さばき施設の面積
35.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
10.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時45分から午前0時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所（敷地東側1か所、西側1か所、南側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和2年1月31日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年2月14日から同年6月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第228号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
6009			令和 2. 1. 28	田辺市本宮町本宮 691-1	栗山林業 栗山善一朗	木材	田辺市本宮町本宮 691-1

和歌山県告示第229号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第230号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第231号

令和2年和歌山県告示第64号（以下「告示第64号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
寒川涓治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第64号のとおり

和歌山県告示第232号

令和2年和歌山県告示第66号（以下「告示第66号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
森民夫
田原ミヅエ
東美年子
堂代サカエ
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第66号のとおり

和歌山県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年2月3日から同年8月31日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町外地内

和歌山県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 潮岬周遊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町潮岬字高塚2844番2地内	旧	12.14 ） 12.15	4.10	
同上	新	14.34 ） 14.35	4.10	

和歌山県告示第235号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 潮岬周遊線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町潮岬字高塚2844番2地内

供用開始の期日 令和2年2月14日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年12月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月14日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日

東牟婁振興局	令和元年12月26日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

東牟婁振興局串本建設部

くしもと大橋橋梁灯については、航路標識法（昭和24年法律第99号）に基づく海上保安庁への航路標識設置許可申請書において定めた航路標識の管理の方法を遵守していなかった。

船舶交通の安全確保等を図る観点から、今後このようなことのないよう、灯火の監視や関係設備の保守点検等厳正な管理に万全を期されたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約346万円となっており、前年度末に比し約6万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約831万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成30年度末で約44万円となっており、前年度末に比し約3万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用について、平成30年度末で約147万円の収入未済額が発生している。

未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 歳入歳出外現金について、次の不適切な事務処理があったので、適正に処理されたい。

a 受領証書受払簿が作成されていなかった。

b 受領証書の引継がなされていなかった。

(エ) 道路改良工事において、設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成30年度末で約195万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る未収金については、平成30年度末で約16万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 港湾施設使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 港湾施設使用料の未収金について、債権管理簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。

(カ) 行政財産の使用許可の変更において、使用料を減額していない事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。

(ク) 港湾管理に係る委託契約において、委託内容の一部が荒天により履行できなかったにもかかわらず、変更契約を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ケ) 港湾施設の管理業務及び使用料徴収事務委託に係る決裁について、委託金額の根拠資料及び受託同意書が添付されていなかったため、適正に処理されたい。

(コ) 道路改良工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(サ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(シ) 道路整備工事において、設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立なぎ看護学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

(ア) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 光熱水費（電気料金）の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新翔高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立みくまの支援学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との

照合」を終えていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

令和元年9月3日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月14日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和元年7月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成30年度末で約2,728万円となり、前年度末に比し約98万円減少している。 今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 不用となった固定資産について、不用品処分調書及び固定資産除却報告書が作成されてない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 病棟医療観察カメラ増設業務について、器械備品購入費で支出すべきところ、修繕費で支出し、資産に計上していなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、電話・郵便による督促、家族面会時や外来受診時の説明等を、職員及び医事委託業者が連携して行うことにより、令和元年度中（令和元年11月25日まで）に、452,888円（入院451,478円、外来1,410円）を収納した。 引き続き、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」に基づき、未納者への電話連絡や外来受診時の督促等債権管理を徹底することにより、新たな未収金発生防止に努めていく。</p> <p>(2) 不用となった固定資産に係る不用品処分調書及び固定資産除却報告書については、指摘後速やかに作成した。また、再発防止のため、和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に則り、適正に事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 令和元年度決算において、会計処理の是正を行うこととした。また、今後このようなことのないよう、適切な会計処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 令和元年7月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>保有土地の販売については、雑賀崎工業団地で34,587㎡、西浜工業団地で2,100㎡の売却を行っているが、平成30年度末現在、未処分分が446,688㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、令和元年11月現在、雑賀崎工業団地で1件3,583㎡を売却した。 今後も、より積極的に土地の売却等に努めていく。</p>